

議 長	事務局長	次 長	係 長	書 記

全員協議会要点記録
(閉会中)

会議名	全 員 協 議 会			
開会日時	令和 3年 3月18日 (木)		9時00分	開会
	令和 3年 3月18日 (木)		11時18分	閉会
場 所	第1委員会室			
出席者数	在籍者16名中、16名出席			
出席議員	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博	
	武岡 隆文	新田 和明	芹田 宏治	
	山根 温子	先川 和幸	児玉 史則	
	大下 正幸	山本 優	熊高 昌三	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—	
	—	—	—	
欠席議員	—	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事 務 局 長	森岡 雅昭	事 務 局 次 長	佐々木 浩人
	総 務 係 長	國岡 浩祐	総 務 係 主 査	小島 佳宏

<p>協議事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・議長あいさつ ・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会のうごき (2) 委員長等報告 (3) その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 全員協議会（任意）の名称変更について (2) 議員研修（ハラスメント、人権及び法令順守等の研修）について (3) 先進地視察について (4) 視察の受入れについて (5) 政務活動費による調査研究について (6) 高校生との意見交換会について (7) 地域懇談会について (8) 議会だより第69号のページ構成について ・その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会運営委員会のその他の協議事項について (2) 諸連絡 ・議員間討議事項
-------------	--

【開会前】

○石飛副議長

開会前ですが、皆様にお知らせいたします。

本日、全員協議会の撮影の許可をしておりますので、お知らせいたします。

1. 開 会 【9:00】

○石飛副議長

ただいまから全員協議会を開会いたします。開会に当たりまして議長より挨拶を頂きます。

2. 議長あいさつ

○宍戸議長

おはようございます。昨日、いろいろ御心配をおかけしました定例議会が終了いたしました。議会としての使命の1つである市が具体的にを行う政策を決定することができました。本当に皆さん、冷静なる対応のおかげだと感謝申し上げます。さて、今日は全員協議会ということですが、日程に沿って進行をよろしく願います。

3. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○石飛副議長

これより議長報告等に入ります。議会のうごきについて議長より報告いただきます。

○宍戸議長

今回は定例議会に当たり、また、コロナ対策等で、いろいろ事業も案内を頂いておりませんので、別にありません。

○石飛副議長

ただいま、議長から説明があつたとおりですが、皆さんから質疑等がございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、以上で議長報告を終わります。

(2) 委員長等報告

○石飛副議長

続いて、委員長等報告に移ります。各委員長等から報告がありましたらお願いいたします。

○熊高議会運営委員長

議会運営委員会は、この間、5回の運営委員会を行っておりますが、それぞれ定例会関係の議会運営委員会が主であります。昨日の議会運営委員会では、後ほど報告をさせていただきますことの協議をいたしております。

○山根総務文教常任委員長

特にありません。

○大下産業厚生常任委員長

ありません。

○金行予算決算常任委員長

ございません。

○新田議会広報特別委員長

今、議会広報 69 号を編集しております。後からの協議事項の中でま

た詳しく説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

○熊高芸北広域環境施設組合議員

本日、この後、議会運営委員会を行いまして、3月26日に令和3年の第1回の定例会を行います。皆さんから何かございましたら関係議員に申し出ていただければと思っております。

○秋田監査委員

2月22日に、いつもの監査委員例月出納検査を行いました。それから、これまで2月4日に定期監査、行政監査、総務部の資料に基づく調査を行い、それから2月8日にその現地調査ということで現地調査をさせていただき、最終的にそのまとめを定期監査及び行政監査報告書として、今、案としてですが、今月の22日に報告書をまとめさせていただき、市長、議長へ提出させていただくよう予定しております。

○石飛副議長

その他の会議についてありますでしょうか。

(なし)

ただいまの委員長等報告に対して、皆さんから質疑等がございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、以上で委員長等報告を終わります。

(3) その他

○石飛副議長

次に、議長報告(3)のその他に移ります。

皆さんから次回に取り上げられたい案件や協議の議題などについて御意見がございましたらお伺いしたいと思います。何かございますでしょうか。

○田邊議員

すいません。もしかしたらこの場じゃないかもしれないんですけども、ここに全員協議会審査案件についての通知があるんですけども、この扱いというのはどのようになるのでしょうか。いわゆる市長からの。

○森岡事務局長

お配りしておりますものにつきましては、先月3月15日に市長から全員協議会に案件として上げさせていただきたいということで、通告が出てきたものでございます。これの件につきまして、昨日、議会運営委員会を開きまして、この件を全員協議会の議題として取り上げるかどうかというところの協議をされております。それにつきまして協議したものを、皆さんにこういったものが来ておつたと、参っておつたというところのお知らせでお配りをさせていただいておるものでございます。

○熊高議員

補足ですけれども、後ほどこの件については議運の委員長の報告に関係してくるんで、そこで報告できると思います。

4. 協議事項

(1) 全員協議会（任意）の名称変更について

○石飛副議長

協議事項に移ります。

「全員協議会（任意）の名称変更について」を議題といたします。

○熊高議会運営委員長

説明の前に、局長、資料の整理、確認をしてくれませんか。

○森岡事務局長

それでは、先ほど熊高委員長から資料の確認をということがございましたので、これから協議をいただくものの資料について確認をさせていただきます。

(1)の「全員協議会（任意）の名称変更について」というものにつきましてはA4横で、タイトルが「任意全員協議会の名称変更について」という資料がついておると思います。これを使って協議を進めていくこととなります。それから、(2)「議員研修（ハラスメント、人権及び法令順守等の研修）について」というものにつきましては、A4の縦のものがございます。このタイトルが、「議員研修について」ということになっております。これを使って(2)の協議を進めてまいります。それから(3)「先進地視察について」から(7)「地域懇談会について」までは、A4の横で、タイトルが「コロナウイルス感染拡大防止に関する市議会の取組について」という資料がございます。これを使って(3)から(7)まで協議をいただくことになっております。それと合わせて、A3の折ってある資料がございましたけれども、UstreamからYouTube、そのライブ配信のアクセス件数につきまして、それぞれ件数を上げておるものがございます。これが本会議の傍聴状況についてということで、これも合わせて使わせていただくようになります。

○熊高議会運営委員長

それでは、今、資料の説明があつたとおりの順番で、それぞれ説明をさせていただきます。

「任意全員協議会の名称変更について」ということで、(1)の資料ですが、任意全員協議会の名称変更について議会運営委員会で協議をしました結果について、御説明いたします。

お手元にお配りしております資料「任意全員協議会の名称変更について」に基づいて説明をさせていただきます。

まず、「1、運用及び問題点」についてです。(1)は運用に関する内容ですが、全議員が集合し、連絡・確認・意見交換等を行う場合、「任意の全員協議会」として議長が招集をしていました。(2)から(4)は問題点であります。まず(2)ですが、報道関係者や市民は、「全員協議会」と「任意の全員協議会」の区別がつかない。次に(3)ですが、名称が同じため、議会の都合が悪い場合は、会議を非公開にしているのではないかとの誤解を招いておりました。最後に(4)ですが、全員協議会で意見交換をする場合は、「議員間討議」が該当しますが、規

定によって、1人が意見できる時間は5分以内、討議の総時間は1時間以内等」が存在するため、十分な議論をする場には適していなかったといった、4項目を確認をさせていただきました。

次に、「2、会議の形態（現状）」ですが、表にございますように、任意の全員協議会は、議員間の連絡・確認・意見交換等を行う場として会議を開きますので、非公式な会議と位置付け、出席の義務はなく、任意での出席としておりました。また、原則として非公開で行い、会議録も原則として作成をしておりません。

次に、「申し合わせ（案）」ですが、この部分が、今後の運用として、皆さんに確認をいただきたい部分でございます。

まず（1）の名称ですが、全議員が任意で集い、連絡・確認・意見交換等を行う場を「任意の全員協議会」から「連絡会」に名称を変更するものです。次に（2）の招集ですが、招集は議長が行うこととしております。次に（3）の資料の送付ですが、資料の送付は当日配付を原則としております。次に（4）の議事進行ですが、会議は副議長が進行することとしております。次に、（5）の傍聴ですが、原則として、傍聴は受け付けないこととしております。最後に（6）の記録ですが、原則として、事務局職員による記録は作成しない。ただし、議長が必要と判断する場合は、協議事項に関する音声記録、及び要点記録を作成することとしております。以上で、この資料の説明を終わります。

今後は、この運用で進めたいと考えておりますが、よろしく御審議いただきたいと思っております。

○石飛副議長

ただ今の説明について、皆さんから御意見がございますでしょうか。

○南澤議員

連絡会、非常に整理されていてありがたいと思えました。ここでの連絡会で決まったこと、合意と言うか、意見交換して、皆さんの上で確認取れたことというのは、どういう効力が発生しますでしょうか。

○熊高議会運営委員長

詳細については事務局から報告しますが、基本的に確認事項ということですので、特に、任意で出席されない議員も中にはいらっしゃるということなんで、確認したことを後ほど、その出席をされなかった議員の皆さんにも連絡周知するという方向で考えております。補足があれば、局長、お願いします。

○森岡事務局長

補足説明になりますが、基本、今まで任意の形での協議会というものを、名称変更させていただきました。連絡会ということでしたが、任意の会議でございますので、決めたことを正式な形で運用していくというようなことではございません。あくまでも連絡会議としてのものがございます。そういった決め事については、正式な会議で行うべきものと思っておりますので、この連絡会議で決まったことについては、正式な形ということではございません。

- 南澤議員 ちょっと確認という形になるんですけども、ここで下話のようなものをして、実際の何か決め事となると、正規の全員協議会なり、本会議なりで一定の手続きをして、正式な決め事となるという認識でよろしいですか。
- 熊高議会運営委員長 おっしゃるとおりに考えていただいて結構だと思います。確認は、正式な全員協議会で確認し、最終的に運用等の規則、そういったものに関係するものは、本会議で決めるということが、流れとしてはございます。
- 石飛副議長 ほかに御意見はございますでしょうか。
(なし)
ないようですので、先ほどの説明のとおり進めさせていただくことに異議はありませんでしょうか。
(異議なし)
異議なしということですので、そのように決定させていただきます。
以上で「全員協議会（任意）の名称変更について」の件を終わります。

(2) 議員研修（ハラスメント、人権及び法令順守等の研修）について

- 石飛副議長 次に、「議員研修（ハラスメント、人権及び法令順守等の研修）について」を議題といたします。
- 熊高議会運営委員長 引き続き、(2) 議員研修（ハラスメント、人権及び法令順守等の研修）についてということで説明をさせていただきます。
先ほど申し上げましたとおり、お手元にお配りしております資料、「議員研修について」を御覧ください。
本件は、前期議会からの申し送りを確認し、今期議会の今後の対応（案）を示すものであります。まず、「1、市長への回答書（関係部分を抜粋）」についてです。市長への回答書で、「この度の一件により、議員のパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等に関する自己研鑽の必要性や、個々の議員が市長と日常的にコミュニケーションを図ることの必要性を感じている。」と回答をしていることを再確認をいたしました。
次に、「2、前期議会からの申し送り内容」です。前期議会からの申し送りを2点挙げております。まず、1点目が「人権感覚の醸成やハラスメントに対する認識、市民から疑念をもたれるような行動の是正。」、2点目が「次期議会において、ハラスメント、人権及び法令順守等の研修を行う。」です。これを受けて、今期議会で確認した経緯を「3、今期議会（12月1日以降）における確認」に列記しておりますが、(1)と(2)にありますように、12月1日開催の全員協議会

と12月18日開催の全員協議会において、研修の開催（実施）について確認をしております。

次に、「4、今後の取組（案）」ですが、この部分が、今後の取組として、皆さんに、御確認いただきたい部分でございます。まず（1）ですが、市が開催する人権関係研修会・講演会等へ積極的に参加することといたしました。次に（2）ですが、議会で独自にハラスメントに関する研修を開催することといたしました。その場合、費用は各自が負担（講師招致費用15万～25万円相当を互助会費から支出）し、議員が自ら学習することで、議会全体で自ら学習する取組を市民にアピールすることも目的の1つとしております。また、市政に関する研修でなく、自己の能力・知識の向上に関する研修のため、政務活動費の支出はしないこととしております。以上で、資料の説明を終わります。

今後は、この方針で取り組みたいと考えておりますが、よろしく御審議をいただきたいと思っております。局長のほうで補足があれば行っていただけて結構ですが。

○森岡事務局長

特にございません。

○石飛副議長

ただ今の説明について、皆様から御意見がございますでしょうか。

○新田議員

2点あります。1点目が、2のところの「市民から疑念をもたれるような行動の是正」と。この「行動」というところは、具体的に何かこういう形を気をつけようとかいうのが、もし議運の中の話が出てれば、その辺を1点教えていただきたいのと、4番目のところの、今回のこういった研修の内容について、ハラスメントも30何個、確かあったと思うんですね。ハラスメントだけでも、だから具体的にどの研修を重点的にやるというのをテーマに掲げてされたほうがいいかなと思うんですが、その辺のもしお考えがあればお聞かせください。

○熊高議会運営委員長

1番については、基本的には議会基本条例等にありますが、そこらに準じて考えていくべきだろうと考えています。それからハラスメントの内容、新田議員、詳しくご存じだろうと思いますが、そこらも含めて、今後いろいろ分析をしながら、先ほど申し上げた倫理規程等に抵触するような、そういったものを中心にまずは行うべきかなと考えておりますが、これは今後議論をしていただいて、集中的に方向性を決めるということも1つの案だと思いますので、そういったことも皆さんからしっかり聞いた上で、今後の具体的な進め方というのは考えていきたいと考えております。局長のほう、それで何か補足があればやってください。

○森岡事務局長

1点目の「市民から疑念をもたれるような行動の是正」というのは、先ほども議会運営委員長から言われておるとおりでございます。過去にそういった行動があったかどうかということについては、そうい

ったものは把握しておりませんが、そういった噂があったりとかいうようなことを耳にしたこともありますけれども、そこは正式に確認をしたものではございませんので、そういった発言はこの場では控えさせていただきたいと思いますが、そういった思いを正していくというところでございます。それから、2番の件につきましては、やはり皆さんのお金を使って研修をしていくということでございますので、最良の研修ができるような形で取組を進めさせていただきたいと考えております。

○石飛副議長

ほかに御意見はありますか。

(なし)

ないようですので、先ほどの説明のとおり進めさせていただくことで御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で「議員研修（ハラスメント、人権及び法令順守等の研修）について」の件を終わります。

(3) 先進地視察について

(4) 視察の受入れについて

(5) 政務活動費による調査研究について

(6) 高校生との意見交換会について

(7) 地域懇談会について

○石飛副議長

次に、「先進地視察について」から「地域懇談会について」を一括して議題とし、個別に確認をいたします。

○熊高議会運営委員長

「先進地視察について」から「地域懇談会について」一括して、関連がありますので説明をさせていただきます。

今後の取組に関する協議結果を、一括して報告をさせていただきます。お手元にお配りしております資料「コロナウイルス感染拡大防止に関する市議会の取組について」を御覧いただきたいと思います。

本件につきましては、コロナウイルスに関する議会の対応として、昨年4月から全て自粛することとしておりましたが、今後の取組について確認をしたものでございます。

市民のコロナウイルスワクチン接種状況や、オリンピックが無観客で行われることといった他のこととも関係して、それぞれ都道府県でリスクが高い地域への移動の自粛が強く求められている状況があることを意識しながら検討を進めてきました。まず、「1、先進地視察」と「2、視察の受入れ」は検討を保留し、今後のコロナの動向を注視しながら決定することとしました。なお、補足ですが、議運でこの検討を

保留するという事に決定する前提として、まず、実施をするという1つの選択肢、それから、2番目は自粛をするという選択肢、そして今申し上げた3番が、検討を保留し、コロナの動向を注視し、決定するというのがありますが、この3つのうち、3番目の検討を保留するという事に、議運の皆さんで決定することといたしました。ただし、リモートやZOOMでの受入れが可能な場合は、実施することとしております。

次に、「3、政務活動費による調査研究」は、これも検討を保留し、今後のコロナの動向を注視しながら決定することといたしました。ただし、これも同じく、リモートやZOOMでの参加は可として、資料購入費による研修DVDの購入を認めることとしております。

次に、「4、高校生との意見交換会」は中止といたしました。これについては、議論の中で、高校との日程調整、そういったものを早く取り決めないと難しいということも背景にありましたので、中途半端な形で置いとくわけにはいかないということで、中止という方向になりました。

最後に「5、地域懇談会」は実施の方向で進めますが、市民のコロナウイルスワクチン接種の状況を参考に、今後、実施時期を検討することとなりました。これについても、今回の議会の状況を含めて、市民からは地域懇談会の要望等もあるというの、各議運の委員の皆さんからもありました。そういった背景を持ちながら、できるだけ実施する方向ですが、そうは言っても、今の状況でいつ頃にどうするかというのもすぐ決められませんので、実施時期を今後検討するという結論に至っております。

○石飛副議長

以上、5点の件について一括して説明をいただきました。

まず、1点目の「先進地視察について」の説明に対し、皆さんからの御意見がございましたでしょうか。

○南澤議員

内容全体については説明どおりで結構だと思うんですけども、決定事項の※印のところで、「リモートやZOOMで」という記述があるんですけども、ZOOMもリモートで人とやり取りするツールの1つだと思いますので、ほかにもZOOM以外にもいろんなツールがあるので、それを勘案すると、「リモートでの受入れ」という記述でいいんじゃないかなと思います。

○熊高議会運営委員長

今風の言葉でありますので、リモートというのは、私個人としては1対1のイメージでございまして、ZOOMというのはたくさんの方が一緒にできるというイメージでしたが、これは正式に言葉の背景を確認した上で、表現は事務局とも相談しながら対応していきたいと思っております。

○石飛副議長

ほかに何か御意見がありますでしょうか。

(なし)

ないようでありますので、先ほどの説明のとおり進めさせていただくことで異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、「視察の受入れについて」の説明に対し、皆様からの御意見がございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、先ほどの説明のとおり進めさせていただくことに異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、3点目の「政務活動費による調査研究について」の説明に対し、皆さんからの御意見はございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、先ほどの説明のとおり進めさせていただくことで御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、「高校生との意見交換会について」の説明に対し、皆様からの御意見はございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、先ほどの説明のとおり進めさせていただくことに異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、5点目の「地域懇談会について」の説明に対し、皆さんから御意見はございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、先ほどの説明のとおり進めさせていただくことに異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、「先進地視察について」から「地域懇談会について」の5点の件について終わります。

○新田議員

この5点にちょっと近いとは思いますが、議員個人で、例えば大阪なり、東京なり、そういったところに研修に行くっていうことは、

議会に報告を出せば大丈夫っていうことで理解しとっていいですかね。政務活動費ではなく、個人研修です。

○熊高議会運営委員長　　そういったことに類するような協議もありましたが、基本的には市の行動規制と言いますかね。そういったものに準じてやろうということで、基本的には難しいのではないかという感じで受け止めております。詳しくは、執行部との関係もありますので、事務局長から説明をさせていただきます。

○森岡事務局長　　個人としての研修ということでございますけれども、やはり、政務活動費を使つての研修と同等と考えさせていただくべきだと思っております。ですから、先ほど決めていただいた形で思ってくださいと思います。安芸高田市のいわゆる基準と言うか、そういったものにつきましては、県の対応に準じてやらせていただいております。県の対応で、3月21日までの期間で緊急事態宣言が延長されております地域については、厳に往来を慎んでくださいというところもございまして、緊急事態宣言が解除された地域についても、それに準じた対応をしてくださいというものがございまして、そういった形で緩和が進めば、また対応を考えさせていただくようになると思います。

(8) 議会だより第69号のページ構成について

○石飛副議長　　では、次に進めていきたいと思っております。

協議事項の(8)「議会だより第69号のページ構成について」を議題といたします。ただいま資料を配付いたしますので、お待ちになってください。

○新田議会広報特別委員長　　議会だよりの第68号の15ページの下の方に、前期4年間の議会から申し送り事項についてというところの一番最後のところで、「報道等で取り上げられている件については今後の対応を踏まえ必要に応じて次号以降でお知らせする予定です」という項目をつけさせていただいての今第69号の編集中なんですけれども、昨日議会終わりに議会広報委員の皆様が集まっていたいて協議をさせていただきました。今回、副市長選任案件について、様々な討論、質疑も含めて、市長からも答弁があったということも踏まえて、皆さんどうでしょうかという形で話をさせていただく中で、載せるべきではないでしょうかという御意見も頂き、議会広報の中で、広報委員の中ではきちっとやっぱり載せていくべきではないかということで取りまとめたんですが、本日、この全員協議会の中で皆さんの御意見を伺って、その中で最終的に結論を出していきたいという部分で、皆さんにちょっと、本日はお話ししたいと思っておりますので、皆さんの御意見をどうかよろしくお願いたします。

この、今お配りさせていただきましたので、一応フォーマットということで、こういうイメージにしています。250文字以内で賛成討論、反対討論という形と、あと質疑が入られるような状態で、250文字にいかない、例えば賛成討論だったとしたらほかのところをもうちょっと、例えば市長の答弁をちょっと長くするとか、反対のパターンももちろんできます。例えば反対討論を長くされて、市長の答弁を短くするというのも可能で、この1マスが250文字で区切ってるので、これを超えていただいて、この枠の中で決めてもらえばいいかなということで、一応これを案として出させていただきました。皆さんの御意見を伺っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○石飛副議長

ただ今の説明について、皆さんから御意見ございますでしょうか。

○山根議員

以前も議会広報特別委員会に関わったので、ちょっと。先ほどの説明の中で、これは討論を扱うページですけれども、討論と答弁というような、市長からの答弁というのが混ざり合ってるので、ちょっとそこを整理していただきたいと思います。今回の本会議のこの副市長案件について、一応ページ数としては何ページ取って、この2ページをそれに充てるおつもりなのか、先ほど混ざって言われてましたけれども、質疑と市長の答弁、副市長もされましたけれども、それ等をここにも入れるのか。ここは討論だけでやって、それは、質疑と討論については別ページを取っているのか、そういうところがはっきりされていない。その中で、しっかりとページのレイアウトを言われてからされないとちょっと見えないんですけれども。採決の結果にしても、どういう形で、新聞がやったように表にして出されるのか。そういうところも、そういうこのページで出されるのであれば、しっかりと作られて出されたほうが、案としてですね、よかったのではないかと思います。

○新田議会広報特別委員長

説明不足で大変申し訳ございません。質疑に対して、市長からの答弁という形と、それから賛成討論、それから反対討論という形で今考えてます。ちょっとこのフォーマットで分かりづらさがあると思うんですが、4ページで考えてます。

○先川議員

これは副市長の件ですからええんじやけれども、傍聴記というのがあると思うんですよね。これはセットだと思うんですよ。傍聴記は、今どれくらい出てるのか分かりませんが、それを紙面の格好でカットとか、こういうことはないのでしょうか。お尋ねします。

○新田議会広報特別委員長

傍聴記は、昨日まで5件出ております。そのうち、昨日、広報委員で討論、提案、話をさせていただく中で、今まで2件という形で最大決めてやっていこうということで申し合わせしとりまして、様々な委員さんからの話もありましたけれども、最終的には2件という形で、

議会に理解がある内容と、それから市長のほうに理解がある内容と、あくまでもそこをきちっと載せたほうがいいだろうと御意見も頂いて、その中で皆さんと討議させていただく中で、その2件という形で今のところ考えてます。

○先川議員

これは発行責任者が議長となっておりますが、議長さんのお考えはいかがでしょうか。これだけ多くの皆さんが来られて、それなりの御意見を頂いとるわけですから、2件で絞るとか、紙面とかいうような、先ほど山根議員からありましたように、これ全体トータルの話ですから、傍聴記までを私は、賛成討論、反対討論、あるいは市長の質疑、答弁、さらにはお聞きになった市民の皆さんから出してくださいというお願いしとるわけですから、出たものについては私は全て出すべきだと思うんですが、議長さんの御見解をお伺いします。

○宍戸議長

私も過去、広報委員長を何年かやらせていただきましたが、これは原則、傍聴記については、住所と言いますか、町名と氏名があれば、全部出すというふうにしております。これ、原則だろうと思います。その中で紙面の都合等があるかも分かりませんが、私は市民の皆さんが主体の住民自治ですから、当然、掲載するという方向がいいとは思っています。

○山本（優）議員

まずこれを、討論の発言内容を載せる必要があるのかどうかという問題だろうと思うんですよ。今まで、討論内容を、発言内容を全部出したようなことはないと思うんですけれども、これ出さなきゃいけない理由があるんでしょうかね。発言内容にしても。一人一人全部。新聞では、誰が賛成、誰が反対いうて、もう表にして○×で全部出とるわけですよ。発言内容を広報に載せなければいけないというような考え方がちょっと理解できないんですが。私は一人一人の発言内容を載せんでもいいと思うんですけれどもね。皆さん、どう思われどるんかお話しけれども、私はそう思います。

○石飛副議長

ほかに御意見はございますでしょうか。

○新田議会広報特別委員長

先ほど、山本議員の問いに対して、事務局からもし何かあればお願いいたします。

○森岡事務局長

討論については、今までも基本的には要約したものを載せておりました。ですから、全く載せてないということはありません。記憶では一人一人の要約の掲載をしておったと私は思っております。出しておったというところでございます。

○先川議員

これはどうなるの。自分が書くの。このマスの中に。それとも、発言は記録してあるわけだから、事務局でその中の要約を書くのか。この中で、基本的には、討論は他の討論者の批判をしてはいけないというのがあろうと思うんですよ。ですから、その辺をずっとこの中で入

れていくと、そこ自体がまたおかしくなると。ですから、要約ですから、このマスの中に、この活字の中に全部埋めていくと。発言者本人が入れていくようになると、おかしくなると思うんですよ。もう記録してあるわけだから、山本議員がおっしゃるように、これだけのマスの中でというのではなしに、要約すればこんなにマスは要らんと思うんですよ。賛成か反対かの理由だけです。そこを、自分が書くか、どうなるんかいうんだけお尋ねしたい。

○新田議会広報特別委員長 昨日の話の中では、討論された、質疑された方御本人が要約して書いていただきたいという話をしております。

○先川議員 委員長はどう思われるんですかね。基本的には委員長ですよ。そのお話する中はいいいんだけれども、このマスの中にそれぞれマスを入れていこうとすると、自分のそのときに言った言葉でないことがあるわけですよ。活字の中に。そうではなしに、もう言ったのは記録されとるわけだから、むしろ事務局が、事務局言いますか委員の中で、それを要約したやつをやれば、私は恣意的に曲がることはないと思うんですよ。やっぱり自分が書くいうのはよくないと思います。

○森岡事務局長 先ほど私が説明した中で、間違いがございましたので訂正をさせていただきます。討論につきましては、今までは主なものを記載しておりました。ですから、全員の討論というのではなくて、要約したもので、同じ内容のものはまとめて記載をさせていただいておったというところでございます。

○山根議員 前期の時には、私が本会議の担当をしておりましたので、そここのところについて、討論、本当に事務局が言われたように要約で、本会議は大体に2枚で収めていく中で、本当に字数が決められた中でしっかりと要約ですること、またお一人お一人同じようなものでしたら、失礼ながらお二人のものを書いたり三人の名前を書いたりして、本当の要約、字数も20か30か、そういうところで、いかに皆さんの言う、一番の中核となる文言を使って表していくかということに専念して、まとめていかせていただきました。そういう意味で、私、まずこれを見てびっくりしたのが、2ページを討論で埋められているということで、討論の内容の中には本当にたくさん言われてる方もいらっしゃるし、まとめて短く言われてる方もいらっしゃる中、先川議員が言われたように、やはり私も、言われた方の思いを、どこが中心かというのを考えながら、客観的な目で整理させていただきながらまとめたという思いもありますので、やはり広報委員の中で、しっかりとデータを基にまとめられたほうがよろしいかと思います。

○山本（優）議員 局長から説明があったように、反対討論、賛成討論を要約で書いたらこういうページも要らんし、中身も同じようなことを言うとはず

なんで、新聞記事でもそうじゃないですか。大体同じようなことで、賛成、反対いうてやっとするわけですから、要約でいいと思いますよ。ここは、個々がこういう、全部発言内容を書く必要はないと思いますよね。そこらを考えて、反対討論者、要約、何々こう言うた、誰が言うたというような書き方でいいんじゃないかと思いますけれどもね。

○山本（数）議員

広報委員へ所属しとるんですが、この議論のときに、私は、それぞれの議員の思いがあつて討論へ参加されとるんで、それは市民がどういう思いで、賛成にしても反対にしても言われとるんじゃないかというところで、それぞれの議員さんが言われたことを載せたがえんじゃないかという意見を出したんです。過去の例から言うて、似たような討論も随分あつた思うんですが、要約でええいうて皆さんの総意がありゃあ、それでもええと思う。市民は、どなたがどういう意見を言うたかいうのを聞きたいんじゃないかというふうに思いまして、こういうことに賛成したんです。

○石飛副議長

ほかに何か御意見はございますでしょうか。

○芦田議員

昨日6人で、どういう形がいいか、先ほどのように委員会でまとめてやるのと、それぞれに出すのとどちらがいいかということの中で、それぞれ討論された人の中には、いろんなことを言われてもここが言いたかつたんだいうその重点的なところを皆さんお持ちだと思ふんで、やっぱりそれぞれに書いてもらったほうがいいんじゃないかと。先ほど要約したほうがいいんじゃないかいうて言われましたけれども、これも250字ぐらいでまとめるいうたら、ほとんど皆要約、それ以上のことを皆さん討論で言われてるんで、要約したものを出すようになると思ふんで、私は、それぞれ言われた人がその250字の中で、一番私はこういうことが言いたかつたんだいうのを出してもらうことが一番いいんじゃないかと、私はそう思います。

○石飛副議長

ほかに御意見はございますでしょうか。

○大下議員

今、芦田議員が言われたように、要約いうて言われたんだけど、ほんまに自分がここが言いたいんだというところがあつた場合、その250字以内で書けないことがあるんじゃないかいうふうには思いますよ。市民に報告しよう思ふんだつたら、個人的にここをはっきりこう言いたいんじゃないかいうときに、250字で足らんかったときにもっと出せるんなら分かるけれども、これは全員の意見で、個人の意見を、ここが言いたいんじゃないかいうところを書こう思ふたときには、大変難しいところが出てくるんじゃないかと思ひますけれどもね。今までどおり要約でやっつたんなら、それでやったほうがええんじゃないですか。基本的には、これ採決ですからね。と思ひますけれどもね。基本的に、250字以内で終わらんいう可能性がないことはないですよ。そこら

もちよつと考えてみてください。

○石飛副議長

ほかに何か御意見が。

○熊高議員

今回の状況は、今までにない状況だということを、まず前提にするべきだと思います。要約的なまとめにするというのは私は賛成です。一般質問等でも、長時間やっても要点を広報に載すわけですから、それと同じような形なんで、今の意見を聞きながら、広報に任せたいんですから、きちつと今相談されたということは、皆さんの意見を聞きたいということであつたんでしょから、それを踏まえて広報に任せていったらいいと思います。

○石飛副議長

ほかに何か御意見はございますでしょうか。

○先川議員

あえて言いますけれども、私は要約筆記でいいと思うんだけど、と言うんが、あのときに発言した内容以外の、私はこう言いたいいうのをあのときに言わなくても、言わなかったことをここにだらだら書かれても、それはおかしいと思うんです。反対討論の中の言葉の中で出とるわけですから。本会議で。ですから、それと、これはむしろここを縮めてでも、一般の傍聴記はぜひとも出た件数はやはり出さないと、書いてくださいというてお願いしとる人に対して失礼だと思うんですよね。我々の分は、もう言葉で言つとるわけですよ。ここへ書こうと書くまいと議事録へ載るわけですから、ぜひその辺もバランスを考えていただきたいと思います。

○新田議員

様々な御意見頂きましたので、広報委員でまとめていただきたいということと、あと要約してやったらどうかと。名前ももう入れた上でやっていたきたいというのが、皆さんの御意見が多かったかなと思うんですが、先ほどの先川議員さんの傍聴記については、皆さんに見ていただいたほうがいいかなと思いますので、ちょっとここで休憩取っていただいて、ちょっと時間を取って、傍聴記も確認した上で5件を出すべきか、それとも今までどおりでやるべきかっていうのを判断いただければと思います。

○石飛副議長

今、新田議会広報特別委員長より提案がありました。ここで暫時休憩させていただきます。

暫時休憩といたします。

【暫時休憩 10:00~10:01】

○石飛副議長

休憩を閉じて再開いたします。

ここで、10時15分まで休憩といたします。

【暫時休憩 10:01~10:15】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここで、議長より報告と言うか御意見があります。

○宍戸議長

先ほど、私のほうで、広報委員長を務めたときの経験談を話しましたが、傍聴記は原則として皆出すと。ただ、その文書の中に、差別発言とか、いろいろな不適切発言があるものは、本人に確認して、削除させていただきたいと。削除させていただければ、掲載できませんということで対応したこともありますので、そういうことで、基本的には傍聴記は全員の方を出してきたというのが私の経験です。

○児玉議員

この広報紙はずっと以前から議論してきて、分かりやすい、読みやすい広報ということで、文字数を減らしましょうみたいな議論でずっとやってきたんだと思うんですね。今まで。ページ数もできる限り減らして、市民の皆さんに、もうぱっと開いてみてもらえれば分かるようなというのが、基本的には広報の作り方の議論だったんだと思うんです。先ほど言われたように、まず傍聴記、これは当然、私も載せるべきだろうと思いますし、それから、先ほどのこのまとめ方ですが、先川議員と全く同意見で、自分で書いていくと、これは言ったことと違うような趣になったりするんで、記録があるんなら、もうそれを取って要約をして書いていただければいいんじゃないかなと思います。いずれにしても、文字数を今までは減らしましょうと。読みやすくしましょうということをやっているんで、基本的なところの流れは、私は変えないほうがいいんじゃないかと思えますけれども。

○石飛副議長

ほかに御意見ございますでしょうか。

○熊高議員

先ほども言いましたが、今回のことは特別な状況というふうに市民は見ておるんですね。ですから、ある意味特集号に近いような意味合いも出てきますし、そういった観点から、しっかり取り組んでいこうという広報の意見だと思いますんで、それを尊重すべきだと思います。もう1点、傍聴記を全部出すというような御意見もありましたが、今までも全部出さなかった経緯もありますし、じゃあ、傍聴記が10、20、30来たら全部出すんかということにもなりかねるので、これはやはり、広報で取捨選択して、頂いた方にはきちっと出した出さないということの思いを伝えながら理解をしていただく。そういう形のほうが私はいいと思えます。

○石飛副議長

ほかに御意見ございますでしょうか。

(なし)

たくさん御意見頂きましたが、広報のほうにとっても、皆さんの御意見を尊重しながら、前へ進めていかななくてはいけないという現状です。なので、特集号的な紙面、ボリュームをつくるのか、今までの現状のままでいくのか、その辺で議会広報特別委員長さんより、この

全員協でこれこれを決めていただかないと編集ができないという部分があれば言っていたら、ここで決定した事項で編集が継続できるようにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

皆さん、よろしいということで。

○新田議会広報特別委員長

ちょっと今、副議長に御提案いただいたんですけども、様々な議員さんの御意見も先ほどお聞かせいただきました。記録として残るところというところをどれだけ要約できるかというところが課題だと思いますので、広報委員と、それから議会事務局と一緒にやって編集を行い、それをまた各議員さんに確認いただくという方向性がいいかなと今話を聞く中で感じさせていただきました。あと、要約も1行、2行でまとめるっていうのは本当に至難の業で、もう大変なんで、その部分は容赦いただいて、この議員さんの議事録を見ながら、読み解きながら、事務局と一緒にやってそこは文書を作り、それをまた議員さんに確認いただくという流れで考えていきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○石飛副議長

皆さんよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、そのようにさせていただきます。

○新田議会広報特別委員長

あと傍聴記については、様々今まで、2件あったり1件あったり3件あったりしたところを、1件、もしくは2件までという形で広報委員としてやってきたという流れを、今回5件全部出すと。先ほど議長からも先川議員さんからも御提案いただいたんですけども、そこらあたりは、広報委員として課題として持ち帰らせていただきたいと思うんですが、皆さんいかがでしょうか。

○石飛副議長

皆さん、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということで、そのように広報さんにお任せします。

2つの件でよろしいでしょうか、新田議員。

(「はい」との声あり)

以上の議会だより第69号のページ構成について、先ほどのように進めさせていただきますことに御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしということで、そのように決定いたしました。

以上で、「議会だより第69号のページ構成について」の件を終わります。

5. その他

(1) 議会運営委員会のその他の協議事項について

○石飛副議長

その他の項に入ります。

その他の項で、皆さん、何か御意見ございますでしょうか。

○田邊議員

ちょっとすいません。一番最初に言った全員協議会の審査案件についてのこの取扱いが、結局どうなったかが分からないんですけれども。

○熊高議会運営委員長

その他の項、事前の打ち合わせしとったんで、指名いただくんかと思ってきましたけれども、失礼しました。

その他の項で、議運の委員長としての報告があります。昨日の議会運営委員会で、議長から3件についての議会運営委員会の意見を聞きたいということでありましたので、その件について報告をします。また、その最後に、先ほど資料のカラー刷りの横版の傍聴状況というのがありますが、これも後ほど、これに付随して、付随してと言うか、この後に、その説明も事務局からさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、3点について、項目は、1番が全員協議会に審査案件、これ資料が先ほど出ておりました、田邊議員がおっしゃった分の資料ですが、「市長選任同意に係る意見について」というのが1件あります。それから、2番として、「山根議員の一般質問における恫喝問題に関する発言」というのが2番です。3番が、いわゆる「正副議長、市長、副市長の4者会議について」ということで協議をしております。この3点について、昨日の議会運営委員会での結果を申し上げます。昨日の議会運営委員会で、議長から各委員に意見を求められ、3項目について協議をしております。議員の皆さんで、認識を共有したいので、報告をさせていただきます。

まず、1点目ですが、本日の全員協議会に、市長からの審査案件として、「今後の行政運営の参考とするため、副市長選任同意否決に係る意見を伺うこと」が提出され、議会の取扱いについて、協議をしております。協議の中では、「討論は強制でない。議会が否決の意思を示したことについて、全員協議会で確認するべきでない。」、また、「他の議員と意見が同じ場合は、討論をしないこともあるので、意見聴取を受ける必要はない。」といった趣旨の意見があり、議会運営委員会としては、「全員協議会で取り上げるべき案件ではない」と判断がされました。

次に2点目の、山根議員の一般質問の中で、恫喝問題に関する発言を議長が制止しなかったことについて、妥当であったか否かの意見交換をしております。「議会は、居眠りと恫喝について取り上げないこととしたので、制止すべきではなかったのか。」といった趣旨の意見

や、「議会でなく、議員個人としての発言であり、コンプライアンスに関する考え方を質問する中での例として発言をされているので、問題はない。」といった趣旨の意見がありましたが、議会運営委員会としては、制止しなかったことは妥当であったと判断をした結果となっております。

最後に3点目ですが、議長から、「4者会議の内容をTwitterで発信されるため、不用意な発言ができない。会議の意義を果たしていないので、やめたほうがいいのではないかとの意見もある。」といった問題提起がなされ、4者会議を継続するべきか、やめるべきかについて、意見交換をしております。委員からは、「4者会議では、打ち合わせや連絡を行うが、内容が漏れる状況ならする必要はない。4者会議の記録を見る限り、対話や連絡になっていない。」といった趣旨の意見が大半でした。一部の意見として、「どのようにすれば市長と議会がうまくいくのかを双方が模索する必要があり、市長との接点が大事になる。」といった趣旨の意見もありましたが、最終的には、正副議長で判断をすべきとなりました。

以上で、報告を終わります。

議長から、補足説明があるようでしたら、よろしくお願ひいたします。

○宍戸議長

先ほど議運の委員長さんが報告されましたが、1番と2番は全くそのとおりだと思います。それから、3番目の4者会議についてですけども、ちょっと補足させていただくんですけども、4者会議は続けていくという気持ちでおります。対話をするということでございますが、ただ、私が心配したのは、今までは、私も性善説という言葉が適切かどうか分かりませんが、音声の記録ということはしてなくて、自由に意見交換、情報交換をする場だろうと思っておりましたが、いろいろな内容が、議員さんにとっては、何か議長どういふ話をしとるんかというようなこともあったし、不適切な対応をしとるんではないかというふうな、例えば、市長との談合という言葉がいいか、不適切かどうか分かりませんが、そういうこともあると言われたこともありますので、音声を録って会議に臨むという、そこらを考えても自由な対話にならない、誤解を受けておるんではないかという不安がありました。それと、市長のほうで、Twitterで、私たちが、私と副議長の話がTwitterで流されるということになりますと、それを見られた議員さんが、またこれ誤解を生むようなことになるんじゃないかという心配、不安がありましたので、あえてこの議運の中で議論させていただいて、そういう誤解がないようお願いしたいということもあったことで、問題提起をさせていただいたということもありますので、御理解

いただきたいと思います。これからも、先ほど議運の委員長さんが報告されましたように、やはり市長との対話という、自由闊達な対話ということは、当然、目指す必要はあると思いますが、なかなか難しいところも事実があります。しかし、ここは続けていくことによって、何とかいい対話ができるような方向では頑張りたいと思っております。

○石飛副議長

以上、3つの点について説明がありました。

○熊高議員

まず、私の冒頭の報告を申し上げたように、議員のそういった認識の共有っていうことですから、疑問点等があれば聞いていただければと思います。

○石飛副議長

以上、報告3点ですが、ここで熊高議運委員長より、疑問点があれば質問を受けますということですから、何か質問がありますでしょうか。

○田邊議員

先ほど説明をいただいたんですけども、この文書に書いてるように、副市長案件というのは行財政運営上、重要な案件だと思うんですけども、先日、居眠り、恫喝の件は置いて、市長との対話はあるというふうに示されたと認識してるんですけども、今回の市長の提案を受けないという、対話の意思はあるという部分と、今回のこれを受けないという部分というのがちょっと矛盾してるように思うんですけども、そこの説明をもっと詳しくしていただけないかなど。

○熊高議員

この件に関して議長から諮問があった件で、結果的には、議会運営委員会での結論では、これは取り上げるべき内容ではないという結論になりましたが、当初から議長も、これは取り扱わないというふうに最初に申し上げられたようですが、それを聞いて私も、そのままでいいのかどうかということで議運の皆さんの意見を聞きましたんで、当初、議長が判断されたということが一番大事だと思いますんで、それは議長から御答弁いただいたほうがいいのかなと思います。

○宍戸議長

全員協議会の議題と対話というのは、また別物もあります。対話というのは、自由闊達にできる。ただ、このテーマが全員協議会で協議する内容かどうかということになれば、これはまた意味が違います。そこで申し上げるんですけども、このテーマについては、全員協議会で取り上げるということは不適切ではないかという私の判断です。これは、全員協議会における、議員必携等、以前から言っております会議規則に基づく対応と、こういう判断であります。

○石飛副議長

ほかに疑問点などございますでしょうか。

○新田議員

副市長選任同意の否決に関わるということなんですが、市長は何をお聞きになられたいかっていうのが全く分からないんで、議場でもうきちっと賛成、反対の結論は出てる話だと思うんですね。それをあえて

全員協でされるということであれば、何を聞かれないかというのがここでは分からないので、全員協で皆さんに諮る案件ではないような気がするんですけども、その辺が、もし細かい詳細が分かるとれば、この場で教えてください。

○熊高議員

そういった意見も議会運営委員会の中でも議論されましたが、議員の皆さんの多くは、もう議場で決着したこと、あるいは議長からお聞きしましたが、冒頭、賛成討論、反対討論していない2人の議員の意見を聞きたいんだというような最初申し入れがあったということで、そういったことは受けられないと議長も判断されたということだったようです。そういった背景の中で、議長もそういった形をまた全員協で取り上げると混乱するだろうというふうな趣旨でこの件はすぐわなわなと思われたようですし、議会運営委員会の委員の中からも、そういった形というのはふさわしくないだろうということでありました。ただ、今、新田議員おっしゃったように、市長の意図がどこにあるのかというのは、議長と市長がしっかり協議をして、それぞれ吸い上げるような議論の場にお二人がなるべきじゃないかというようなことは議長に直接申し上げておりますが、それでないといつまでたっても市長の真意というの分かりませんし、議長の真意というのなかなか伝わってないというのが実態だと思いますので、そういった意味では、もっとコミュニケーションとるような場を、むしろとるような場面に持って行っていただくべきじゃないかという話は議長にも申し上げておりますので、直接、市長、議長が面談される時の、顔を合わせての議論が大事だというふうなことはうかがえますので、そこらは議長にも申し上げておりますけれども、そこは直接対話をされた雰囲気の中で、議長がどのように判断されたかというのが大事かなと思いますので、議長の思いというのが伝わればいいのかないかなという気がしますので、議長のほうでお願いしたいと思います。

○石飛副議長

ここで暫時休憩いたします。

【暫時休憩 10:38~10:39】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

○宍戸議長

昨日、この議運の件について、市長へお知らせに行きましたが、そこでもいろいろお話をさせていただきました。基本的にはそれぞれの御意見、議員さんの御意見を聴くということなんですけれども、具体的には2名、そして、1名は議運の委員をされておられましたので、そのこともお話ししましたが、それからもう1件、議員さんの名前を出されて、反対討論の内容と、それから、その後においてマスコミに対

して発言した内容が違ふと。そこらを確認したかったというふうな話もありまして、結局、市長さんそのものが、その実際の真意を伺う時間がなかったというのが実態です。市長としてみれば、今後の行財政運営の参考ということになっておりますけれども、それ以外の話は、昨日はできておりません。

○石飛副議長

ほかに何か御質疑がありますでしょうか。

(なし)

ないようでしたら、報告事項ですので、以上で3点の件、報告とさせていただきます。

○森岡事務局長

それでは、先ほど議運の委員長からありました中の最後のところで、本会議の傍聴状況ということでお配りをさせていただいておりますこのA3の表を見ていただければと思います。この本会議の傍聴状況について報告をさせていただきます。2点ございまして、1点目、本会議ライブ中継時における瞬間最大アクセス件数でございますが、本会議の中継中に最も多かったアクセス件数を記載しております。30件以上につきましては、黄色の枠となっております。50件以上につきましては、緑色の枠となっております。100件以上につきましては、ピンク色の枠となっております。昨年の6月の定例会からアクセスが増えまして、今定例会では大幅にアクセス数が増えています。次に、2、本会議における傍聴者数でございますが、トータルの傍聴者数、3、本会議における議場内の瞬間最大傍聴者数、これは本会議中に最も多かった傍聴者数を記載しております。いずれも、昨年の6月定例会から増加をいたしまして、今定例会でさらに増加をしております。最後に4の傍聴者数の推移ですけれども、これは平成23年度からの推移を記載しております。23年度から令和元年度まではほぼ横ばいに推移しておりますけれども、令和2年度に大幅に増加をしております。以上でこの資料の説明を終わります。詳細は後ほど御確認くださいようお願いいたします。

それからもう1点、支所における本会議のインターネット中継について報告をいたします。資料はございませんので御了承ください。支所における本会議中継は、前期の議会運営委員会で協議がなされておりました。このたび、秘書広報室、情報管理課、各支所長にいろいろ御尽力をいただきまして、各支所に設置されておりますウェブ会議用のパソコン、これを活用して、一般質問の中継が試行で行われました。今後は、正式に一般質問の中継が行われることを確認しましたので、本日御報告をさせていただきます。

○石飛副議長

以上で報告を終わります。

その他、何かありますか。

(なし)

○佐々木事務局次長

ここで事務局から諸連絡があるようですので、報告を求めます。

2点報告させていただきます。机上に令和2年度の政務活動費収支報告書の確認と、令和3年度の政務活動費の交付申請手続きについてお配りしておりますので、そちらの説明をさせていただきます。

まず、政務活動費の精算についてです。政務活動費の精算について説明させていただきます。政務活動費の請求をされてない方は、申し訳ございませんが、説明にお付き合ってください。お手元の通知を御覧ください。毎年度、収支報告書や領収書などの確認に1か月近く要しますので、事前確認として仮記入いただき、3月29日月曜日までに議会事務局まで御提出いただきますようお願いいたします。領収書がない場合や、概算払いにより金額が確定していない場合は、鉛筆で御記入の上、御提出ください。2枚目以降に提出様式、留意事項、記入例を添付しておりますので、御確認ください。なお、支出をされなかった場合も収支報告書の提出は必要です。残金がある方には、精算後、後日納付書をお送りしますので、返納のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、令和3年度の政務活動費の申請についてです。令和3年度政務活動費の申請書の通知を御覧ください。申請書類一式と記載例をお配りしております。申請書類は4月1日木曜日までに御提出をお願いいたします。申請されない方も、その旨、事務局へ連絡をいただきますようよろしくお願いいたします。御注意いただきたいのが2点あります。1点目は、請求書の記入ですが、日付は空欄のまま御提出ください。2点目は、全議員の書類をそろえて市長へ申請をいたしますので、期限厳守で提出をお願いいたします。交付が決定いたしましたら振込予定日をお知らせいたしますが、今現在、4月下旬を予定しています。なお、政務活動費は、年度途中、中途での申請も可能となっておりますので申し添えておきます。政務活動費の精算、申請の手続きは、全議員の書類がそろわなければできませんので、提出期限の厳守をよろしくお願いいたします。政務活動費の説明については以上です。

また、1点報告がございます。2月の全員協議会でも連絡させていただきましたが、吉田高校の卒業式、入学式等について、入学式についてはまだ正式な通知が来てないと2月の全員協議会でお知らせしましたが、このたび、吉田高校より、入学式に係る御来賓の招待についても見合わせるということの通知が来ましたので、お知らせします。向原高校については、先月連絡させていただいておりますが、向原高校も招待は見合わせておられますので、御承知いただきますようよろし

くお願いいたします。

○石飛副議長

今、事務局次長より説明がありましたが、不明な点がございませうでしょうか。

(なし)

以上で事務局からの諸連絡を終わります。

○熊高議員

先ほど、連絡会等の今後の在り方について報告したところで、これから確認をしていただければいいと思うんですが、特に事務局サイドでいいと思うんですが、連絡会で音声データを録る、録らんというようなことがありましたが、これまでの任意の全員協議会では、基本的に音声データを録らないという申し合わせであったと思うんですが、先般、山根議員の一般質問の中で、恫喝問題のときの音声データがあるとおっしゃったように私は聞いたんですが、そのことの確認と、今後そういったことがどうなるのかということを経務局で精査をしておいていただきたいというのをお願いをしておきます。

○森岡事務局長

音声データについてでございますけれども、いわゆる今までの任意の協議会におきましては、記録は取らないとという形で進めておりました。ですから、事務局として音声も録っておりませんし、会議録も作っておりません。今回の一般質問でのその音声というところでございますが、事務局が行ったことではございませんので、任意の協議会の音声の録り方、議員個々で会議の中身が後で必要と思われる録られておるというところは、事務局として判断を、どうしてくださうというところは言えるところではございません。

○熊高議員

だから、これまでもこれからも個人で録るのは自由だと解釈していいのかどうか。そこが一番大事なことなんで、これまでは、記録とかそういったものを取らずに、ざっくばらんにいろんな意見交換をする場だというふうにあったんですが、さっきの4者会議でも記録をせにゃいけんという議長の思いもあったようですけども、そういった時代になったかなという気がしますけれども、これまでの状況で言えば、自由に録ってもよかったという判断を私はしてなかったんですけども、その部分の確認をしながら、さらにはそのデータがあったんなら、混乱するまでにそのデータがあれば、はっきりしたんじゃないかという気もするんですね。その辺が、私はこの間聞いてびっくりしたり、えーと思ったんですけども、そういうことを整理をするべきじゃないかなと思います。これは議長の見解もお伺いしたいと思います。

○森岡事務局長

今まで、そういった個々に音声を録られておったかどうかという確認は、事務局ではしておりませんでした。事務局としては、記録を取らないということで、事務局で音声を録っておったというような状況はございませんので、その個々の判断というのは、事務局からどう

こうということは申し述べるのが難しいと思います。議員の皆様方で御協議をいただいて、決めていただくべきものではないかと思っております。

○熊高議員

そりゃそうなんです。事務局は決まりどおりやっていくんですから。だから、これまでの申し合わせと言うか、任意の全員協議会という目的が、そういった記録とか残さずに、ざっくばらんにしようと。安心して、何を言ってもいいということじゃないですけども、そういう趣旨で開かれてきたんだと私は思っていました。それが、録音されたデータがあったということに関して、議長はどう思われるか。また、そのデータがあったんなら、これだけ混乱をしたことに対して、その時点で出てくれば、言った言わないというこんな議論にならんかったんじゃないかなという気がするんで、そのこの確認も、どうすべきかということは、議長の考え方もいろいろあるんだと思うんで、お聞きしたいということです。

○宍戸議長

これ、あくまで個人見解だと聞いていただきたいんですけども、音声データというそのものは、いろいろ個人の判断だろうというふうには思います。私も今の音声のことについては、当時は聞いてはおりませんが、それぞれ自分の発言に責任を持つという意味で、自分が発言したことについて音声を録っとくということもあろうと思います。それは個々の判断だろうと思います。そういうことも含めて、その音声データが当時あるということが分かっておれば、混乱が避けられたのではないかと思います。この音声は事務局が録った音声ではありませんので、あくまで個人の判断ということになるだろうと思いますし、議会としては、音声があった、なかったに関わらず、それぞれ、個人個人意見聴取を、当時の議会議員全員で事情聴取と言いますか、アンケートとか電話連絡とか、いろんなことで調査をされた結果、恫喝はなかったという判断ですから、音声がある、ないに、私は、その当時は、それによって大きく影響したということは考えにくいと思います。

○熊高議員

当時の、前期の議員の申し合わせは、記録は残さない、そういったざっくばらんな会にするというのが「任意」ということだったですよ。傍聴者も入れないという。それが証拠を残すということになると、そんな趣旨じゃなくなってくると思うんで、そのこの議長の見解を、これまでの取り決めというのはどうだったんかということをお聞きしたいということ。それが1点ですよ。今のはお答えになってませんから。個人の自由ということなら、そういった申し合わせというのは何だったんかということ。それから、音声データがあったということの結果が見えてきたということになれば、そのことによって、我々

もいろいろ聞かれた中で、私なんかは特に距離が離れてましたから、実際に聞いてなかったということを言いましたけれども。むしろ私が恫喝したんじゃないかと思ったぐらいですから。そういったことも含めて、音声データがあったということは非常に大きなやっぱりポイントになると思うんですよ。これの整理はしていただきたいと思います。

○石飛副議長

ここで、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 11:04～11:17】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

新たに連絡会となりますこの連絡においては、原則として、事務局職員による記録は作成しない。ただし、議長が必要と判断する場合は、協議事項に関する音声記録及び要点記録を作成するとなっております。並びに、記録において、個人の音声記録を禁止するということも追加をすることに異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしということで、連絡会については、申し合わせ事項を1件追加をさせていただきました。以上です。

以上で、その他の項を終了いたします。

6. 議員間討議事項について (案件なし)

7. 閉 会 【11:18】